

事 前 評 価 調 書

I 事業概要																																				
事 業 名	交通安全施設等整備事業（待避所設置）																																			
地 区 名	一般県道 笹戸小田木線																																			
事業箇所	豊田市小田木町																																			
事業のあらまし	<p>当該路線は、三河山間地域の町村間を東西に結ぶ幹線道路である。当該箇所は幅員が狭く見通しの悪いカーブが連続するため、すれ違いが困難な状況となっており、近隣住民から一般交通の安全確保が強く望まれている。</p> <p>このため、待避所設置を行い、通行車両の安全性の向上を図るものである。</p>																																			
事業目標	<p>【達成（主要）目標】 待避所を設置し、自動車交通の安全性の向上を図る。</p> <p>【副次目標】（必要に応じて記載する）</p>																																			
事 業 費	事業費	内訳																																		
	0.27 億円	□工事費 0.07 億円、□用補費 0.1 億円、□その他 0.1 億円																																		
事業期間	採択予定年度	平成 25 年度	着工予定年度	平成 26 年度	完成予定年度	平成 26 年度																														
事業内容	待避所設置 L=100m																																			
II 評価																																				
①事業の必要性	1) 必要性	カーブ区間が連続し、すれ違いが困難な状況となっている。																																		
	判定	A	A : 現状の課題又は将来の予測から事業の必要性がある。 B : 現状の課題又は将来の予測が十分把握されていない。																																	
②事業の実効性	1) 事業計画	<p>事業計画及び実績</p> <table border="1"> <tr> <td></td><td>H25</td><td>H26</td><td>H27</td><td>H28</td><td>H29</td></tr> <tr> <td>工種区分</td><td>調査・設計</td><td>↔</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td></td><td>用地補償</td><td>↔</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td></td><td>工事</td><td>↔</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>事業費（億円）</td><td colspan="5">0.22</td></tr> </table> <p>※事業費について、今後 5 年間分の事業費と、それ以降の残事業費を記載する。</p>						H25	H26	H27	H28	H29	工種区分	調査・設計	↔					用地補償	↔					工事	↔				事業費（億円）	0.22				
		H25	H26	H27	H28	H29																														
工種区分	調査・設計	↔																																		
	用地補償	↔																																		
	工事	↔																																		
事業費（億円）	0.22																																			
2) 地元の合意形成	地元からの整備要望の声が強く、地元合意形成は容易になされる。																																			
判定	A	A : 事業計画の実効性が期待できる。 B : 事業計画の実効性が期待できない。																																		
	<p>【理由】 円滑な事業執行環境が整っており、事業の実効性は高いものと考えます。</p>																																			
III 対応方針																																				
事業実施	事業実施が妥当である。: 上記①及び②の評価がすべて A 判定であるもの。 事業実施は妥当でない。: 上記以外のもの。																																			

IV 事後評価実施の有無と主な評価内容

■対象（事業完了後 年目） 対象外

【事業完了後5年を越えて実施する理由・対象外の理由】

【主な評価内容】

事業実施前後の通行車両の安全性の変化